

農業競争力強化支援法による事業再編・参入の促進

令和7年5月
農林水産省

目 次

＜農業競争力強化支援法の趣旨・構成＞

1. 農業競争力強化支援法の制定の背景	 1
2. 農業競争力強化支援法の目的と構成	 2
3. 農業競争力強化支援法による事業再編・参入の促進に係る関係省庁との連携	 3

＜事業再編・事業参入に対する支援＞

4. 事業再編計画又は事業参入計画の認定スキーム	 4
5. 支援対象と認定の基準	 5
6. 事業再編又は事業参入を促進するための支援措置	 6

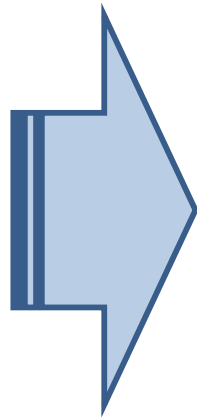
農業競争力強化支援法の趣旨・構成

1 農業競争力強化支援法の制定の背景

- これまで、政府では、農業の競争力強化を図るため、農業の構造改革を推進してきました。
一方、農業の更なる成長を目指すためには、農業者が自由に経営展開できる環境を整備するとともに、農業者の努力では解決できない構造的な問題を解決していくことが必要です。
- 本法では、これらの課題のうち、農業資材価格の引き下げや農産物の流通・加工構造の改革といった課題について、本法に基づきその解決に取り組んでまいります。

〔 これまでの構造改革 〕

- 農地中間管理機構を活用した担い手に対する農地の集積
- 農協・農業委員会改革
- 米政策の改革
- 農業経営の法人化の推進 等



〔 本法制定以後 〕

- 引き続き、着実に実施

- 農業の持続的な発展のため、農業生産関連事業者においても、事業の再編等により経営体質の強化を図り、良質で低廉な農業資材の供給や農産物流通等の合理化を実現していくことが重要

2 農業競争力強化支援法の目的と構成

- 「**農業の競争力**」とは、農業の生産性を高め、高い収益力を確保することにより持続的な農業発展ができる力のことをいいます。
- 本法の題名は、国が良質で低廉な農業資材の供給や農産物流通等の合理化といった農業者の努力だけでは実現できない構造的な課題を解決するための施策を講ずることにより農業者自身が行う競争力強化の取組を「支援」という趣旨を踏まえ、「**農業競争力強化支援法**」としています。

本法律の構成

1 国の責務・関係者の努力

- 国は、「良質かつ低廉な農業資材の供給」及び「農産物流通等の合理化」を実現するための施策を総合的に策定し、これを着実に実施する責務を有する。
- 農業生産関連事業者や農業者等についても、これらの実現に向けた行動を求める。

2 国が講ずべき施策

- 「良質かつ低廉な農業資材の供給」及び「農産物流通等の合理化」を実現するための施策の方向を規定。

< 施策の方向 >

- ① 農業生産関連事業の事業環境の整備
 - 規制・規格の見直し
 - 良質で低廉な農業資材の開発の促進
 - 農産物の消費者への直販の促進 等
- ② 事業再編・事業参入の促進
- ③ 農業者への情報提供
 - 農業資材・農産物の取引条件等の「見える化」

- PDCAとして定期的(5年ごと)に農業資材や農産物流通等の状況を調査し、施策の在り方を検討

※ 農業生産関連事業者: ①農業資材の生産・販売、②農産物の卸売・小売、③農産物を原材料として使用する製造・加工を行う事業者

3 事業再編又は事業参入を促進するための措置

- 事業再編又は事業参入を行おうとする農業生産関連事業者は、事業再編計画又は事業参入計画を作成し、主務大臣の認定を受けることができる。
- 認定を受けた事業者には、以下の支援措置を適用し、事業再編・参入を後押し。
(事業者に事業再編・参入を強制するものではない。)

< 支援措置 >

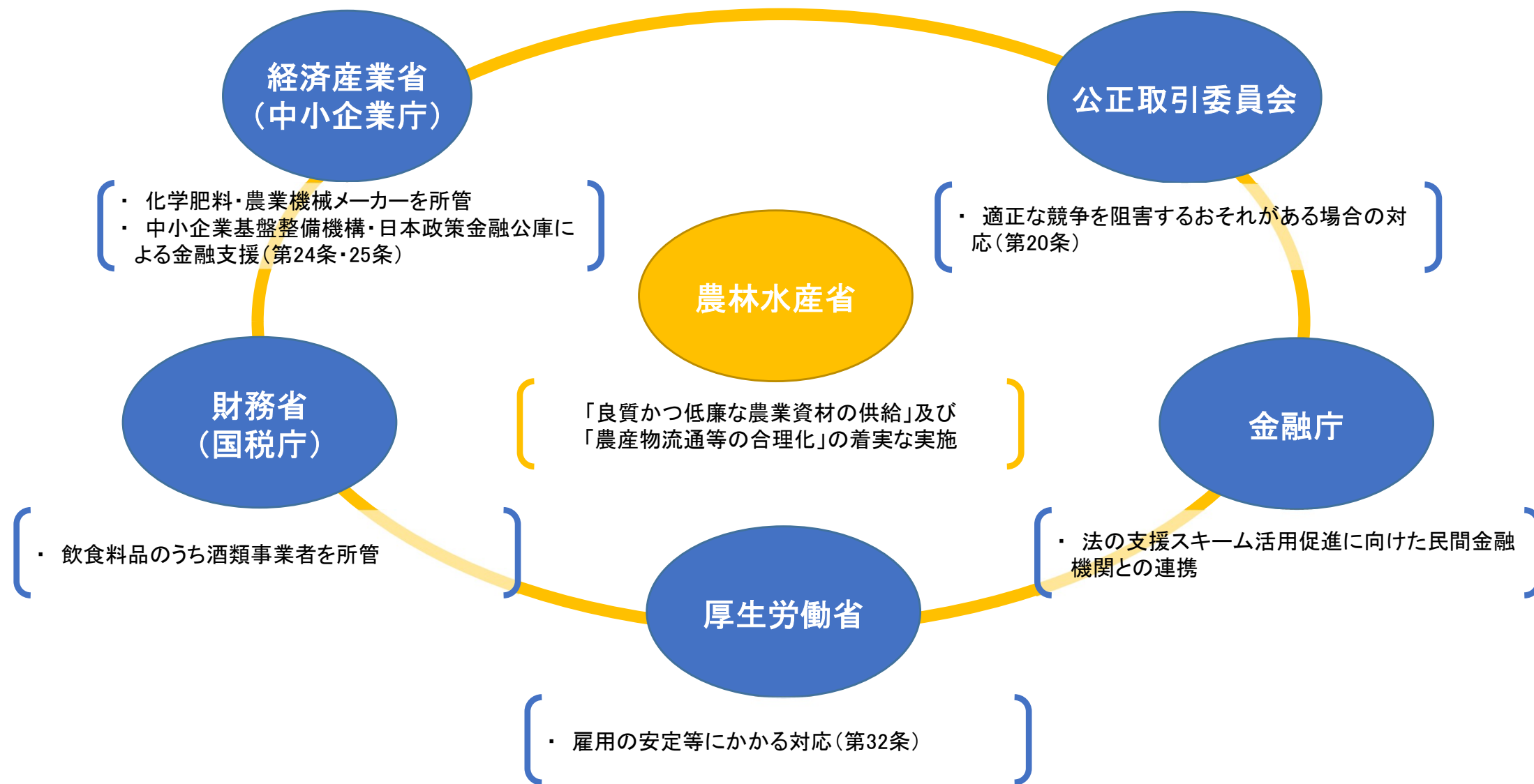
[金融措置]

- ① 日本政策金融公庫の長期・低利資金の融資
- ② 民間金融機関からの融資に対する債務保証(中小企業基盤整備機構)
- ③ 海外金融機関からの融資に対する債務保証(日本政策金融公庫)

[手続特例]

- 事業譲渡時の債権者のみなし同意

3 農業競争力強化支援法による事業再編・参入の促進に係る関係省庁との連携



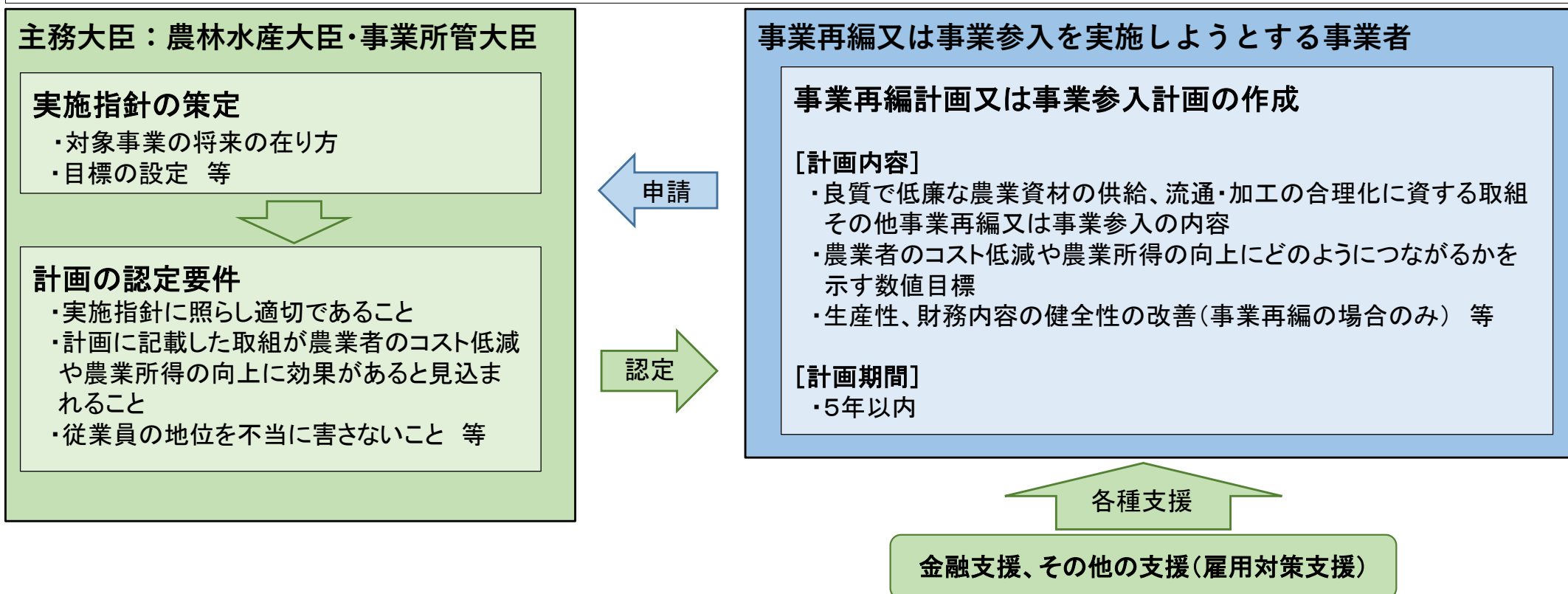
(関係行政機関の連携協力)

第六条 主務大臣及び関係行政機関の長(当該行政機関が合議制の機関である場合にあつては、当該行政機関。第十七条第四項において同じ。)は、良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化を実現するための施策が円滑かつ効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。

事業再編・事業参入に対する支援

4 事業再編計画又は事業参入計画の認定スキーム

- ① 主務大臣は「事業再編又は事業参入の促進の実施に関する指針」(以下「実施指針」という。)を定める。
- ② 農業生産関連事業者(対象事業を行う事業者)は、実施指針を踏まえて事業再編計画又は事業参入計画を作成し、主務大臣に認定を申請する。
- ③ 主務大臣は、計画内容の審査を行い、要件に該当するものについて認定を行う。



5 支援対象と認定の基準

○ 以下の事業活動を行おうとする事業者は、事業再編計画又は事業参入計画を作成し主務大臣の認定を受けることができます。

	事業再編計画	事業参入計画
対象者	「事業者」 ※ 個人事業者や営利法人以外の法人も対象となる	
対象事業	事業再編促進対象事業	事業参入促進対象事業
	＜農業資材＞ 農業資材(肥料・農薬・配合飼料)製造事業 農業資材(肥料・農薬・配合飼料・農業用機械)卸売事業 農業資材(肥料・農薬・配合飼料・農業用機械)小売事業 ＜農産物流通等＞ 飲食料品の卸売事業(米穀卸売事業、生鮮食料品卸売事業など)、飲食料品の小売事業、飲食料品の製造事業(小麦粉製造事業、牛乳・乳製品製造事業など)	＜農業資材＞ 農業用機械製造事業(農業用機械に係る部品製造事業を含む。) 農業用ソフトウェア作成事業 農業用機械の利用促進に資する事業※ 種苗の生産卸売事業 ※農業用機械の賃貸事業、農業用機械を用いた農作業請負事業など
対象活動	良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化に資することを目的として行う次の事業活動	新たに事業参入促進対象事業を行うこと
	次の①及び②を併せて行うこと ① 事業の構造改革 合併、分割、事業譲渡・譲受け又は設備の相当程度の廃棄などの措置 ② 事業方式の改革 新たな生産・販売の方式の導入又は設備等の経営資源の高度な利用により、農業資材又は農産物の生産又は販売の効率化を図るもの	
認定の基準	○ 実施指針に照らし適切なものであること	
	【実施指針の主な規定事項】 ○事業再編促進対象事業の将来の在り方 ○以下の事項に係る目標の設定 ・良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化 ・事業再編による生産性の改善、財務内容の健全性の改善	【実施指針の主な規定事項】 ○事業参入促進対象事業の将来の在り方 ○以下の事項に係る目標の設定 ・良質かつ低廉な農業資材の供給
	○ 良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化の実現に資すると見込まれるものであること	
	○ 従業員の地位を不当に害するものでないこと	—
	○ 適正な競争を阻害するものでないこと、一般消費者と他の事業者の利益を不当に害するものでないこと	

6 事業再編又は事業参入を促進するための支援措置

○ 主務大臣の認定を受けた事業再編計画又は事業参入計画については、以下の支援措置の活用が可能です。

支援措置		事業再編計画	事業参入計画
金融支援	中小企業基盤整備機構の債務保証(第24条)	○	○
	日本政策金融公庫の長期・低利の資金の貸付け(第25条) 【中小企業者のみ】	○	—
	日本政策金融公庫の債務保証(スタンドバイ・クレジット)(第26条) 【中小企業者のみ】	○	○
手続特例	事業譲渡時の債権者のみなし同意(第23条)	○	—

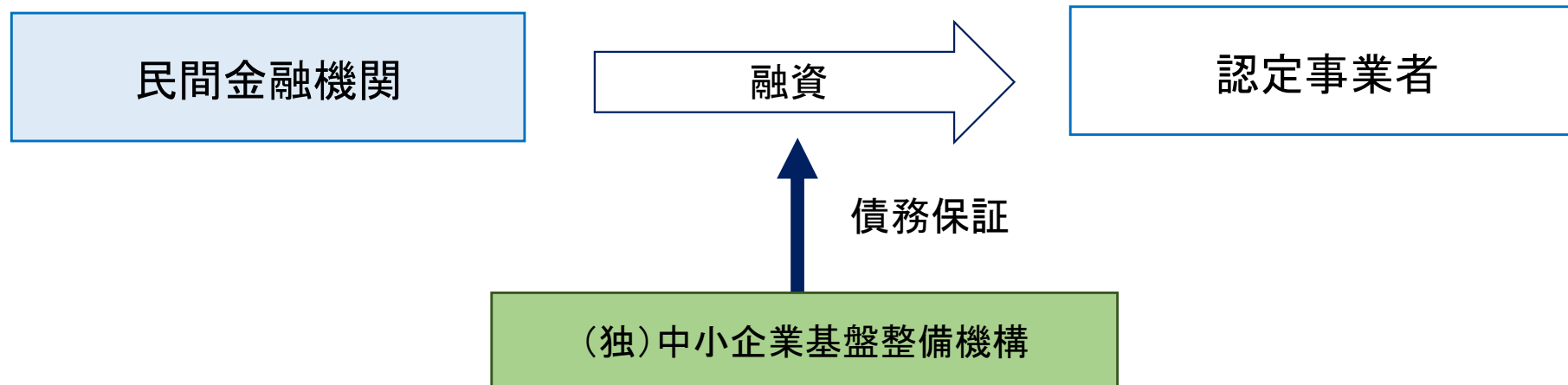
事業再編計画又は事業参入計画の認定を受けた事業者を対象に、当該計画に沿った事業を民間金融機関からの借入れにより実施しようとする場合、(独)中小企業基盤整備機構がその借入れに対する債務保証を行います。

※ 中小企業に限らず、中堅・大企業も利用可能です。

<条件>

- 保証割合：当該借入れの50%（補償額は25億円まで）
- 資金使途・保証期間：設備資金 10年以内
 運転資金 5年以内

※ 保証に当たっては、中小企業基盤整備機構による審査があります。



事業再編計画の認定を受けた中小企業者を対象に、(株)日本政策金融公庫が長期・低利の資金を融資します。

<条件等>

- 資金使途：設備資金、株式の取得など事業再編に要する資金
- 対象事業者：中小企業者
- 対象業種：飼料事業者(配合飼料の製造事業者)
農産物流通等事業者
- 償還期限：10～20年以内（据置期間 3年以内）
- 貸付限度額(融資率)：負担額の80%
- 利率：年1.55% ～ 2.05%（R7.5.1時点）

※ 貸付けに当たっては、日本政策金融公庫による審査があります。

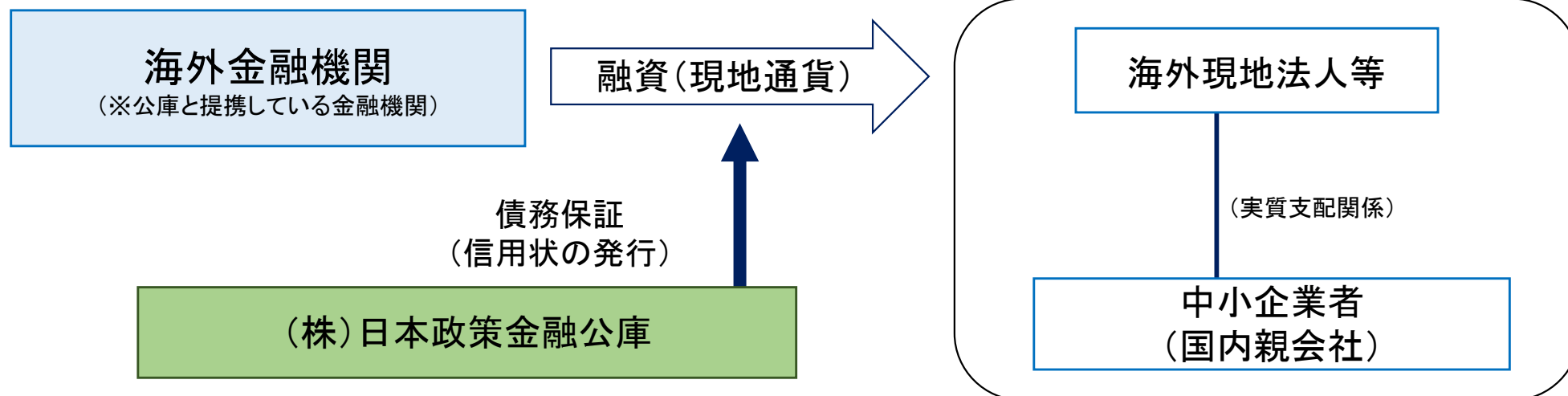
事業再編計画又は事業参入計画の認定を受けた中小企業者の海外現地法人等を対象に、当該計画に従って海外において共同で事業を実施するために必要な長期の資金について、海外金融機関から現地流通通貨建ての融資を受けるに当たり、(株)日本政策金融公庫が当該金融機関に対して信用状を発行します(債務の保証)。

<条件>

○ 補償限度額: 1法人あたり4億5千万円

- ① 海外支店や分工場等、国内親会社と法人格が同一の場合には、国内親会社ごとに4億5千万円
- ② 海外において別個に法人格をもつ場合には、当該法人ごとに4億5千万円

※ 保証に当たっては、日本政策金融公庫による審査があります。



- 通常、事業者が事業譲渡により債務を移転するためには、債権者から個別に同意を得る必要があります。
- 事業再編計画の認定を受けた場合には、認定事業者が債権者に対して一括で通知（催告）し、一定期間内（1ヵ月以上）に返答（異議）がなければ債権者の同意があったものとみなし、債務を移転することができます。（個別に同意を得るコストを省くことが可能）

